

平安時代の童殿上

—小舍人・蔭孫・殿上簡—

古 谷 紋 子

はじめに

平安貴族は貴族社会への仲間入りをするとき、どのような手続きをとっていたのであろうか。

律令体制では律令官人の「出身」方法を包括的に準備しており、奈良時代の貴族はさしあたりその規定に沿っていれば良い筈であった。⁽²⁾

笛山晴生氏は平安初期の叙爵後の出身ルートについては侍従→兵衛佐→少将→中将と昇進すると論じられた。⁽³⁾ しかしそれは貴族社会への仲間入り終了後のルートであって、それ以前の手続きについては触れられていない。

服藤早苗氏は平安貴族の通過儀礼と貴族社会内部での官位獲得過程のあり方について、「元服同時叙爵」であったことを指摘した。藤原時平をその初見（（仁和二年正月一日）⁽⁴⁾）とした摂関家の元服同時叙爵は慣例化し、それ以外の大巨クラスは元服後、恒例叙位日に叙位される年給叙爵制であったというものである。そして位階性の授与原則に継承制のあることも指摘された。⁽⁵⁾

中村義雄氏は元服年齢や視覚等の側面から、有職故実学における成年礼=元服は、貴族社会の一員としての資格を得ることにあるとした。

元服儀礼が貴族社会への正式な参加にあると位置づけられるならば、元服以前のおさない童が貴族社会で行われていた年中

行事や臨時の宴会などの様々な行事に参加していくことは、貴族社会への間接的ながら仲間入りをする準備、と位置づけることも可能であろう。

童が間接的、没交渉的ながら父親あるいは有力な後見役とともに行事に参加していくことは、その社会の成員となるだけでなく、天皇との将来にわたる忠実な君臣関係を築くうえでも重要な役割を果たしたと考えられる。周知の通り、平安時代の身分秩序は位階と官職という身分標識のほかに、弘仁期（八一〇～八二三）に成立した昇殿制の存在がある。⁽⁶⁾ 平安貴族にとって内裏清涼殿へ昇殿を許されることは、君臣関係の距離を示す重要な資格であった。天皇を中心とした貴族社会へ自らの継承者を披露するためには、あらかじめこの昇殿手続きも必要であった。そして元服儀礼や昇殿の一連の手続きを「童殿上」と称したのではないか、と想定して論を進めたい。

平安貴族にとり元服という通過儀礼が貴族社会に定着化しつつあった時期に、天皇との関係が薄いために高年齢になつてようやく許される昇殿や、文人・学者などのように特殊な能力を持って許される昇殿と違い、元服前に許可される昇殿は貴族社会の仲間入りには不可欠のプロセスであったと考えるのである。

そこで本稿では童殿上をめぐる一連の行事、

○小舎人として昇殿、着簡

○童舞

○元服式を行う

○授位・任官—貴族社会への仲間入り完了

を考察することにする。その際、年齢区分や名前・髪型・衣服などの可視的表徴について言及するべきであるが、ここでは童が貴族社会に認識されるまでのプロセスに論点を置くので、それらについてはここでは触れない。⁽⁸⁾

一、童 殿 上

(一) 「童 殿 上」

「童殿上」について『国史大辞典』「昇殿」の項は嘉承元年正月一日付の月奏に「小舎人蔭孫藤原朝臣忠通」の名が見えることから、元服以前の忠通が從一位前太政大臣の名義上の孫として昇殿を許されたことを「童殿上」とし、童殿上は名門の子弟に与えられた特別の優遇であるとしている。また摂関以下の上流貴族の元服前の子弟、昇殿許可されたもの、とも規定している。⁽⁹⁾

『平安時代史事典』も「上流貴族の子弟が元服以前に昇殿を許されること」としている。

「童殿上」はこれらの記述から、

○摂関以下の上流貴族の子弟が元服以前に昇殿を許されたこと。

○昇殿者として元服名を月奏に連ねることができた。

とまとめができる。おもに「童殿上」が貴族社会内部の特定階層に許された資格であること、そして月奏問題に多少触れているに過ぎない。

加藤理氏は「童殿上」を元服前の準備期間と捉え、「童殿上」後の「わらは」の行動についてさらに詳しく論じている⁽¹⁰⁾。その論点を記せば左のようである。

1 「わらは」時代の生活には成年礼後への準備という側面がある。

2 「童殿上」とは、文字の如く宮中の殿上の間などで、殿上人たちの傍らに伺候しながら宮中の作法やしきたりを学んでいくことである。

3 「童殿上」は七歳以上の子どもたちが行うものと考えられていた。

4 「わらは」たちは常日頃童殿上をしていたわけではなく、宮中で大きな行事や祭礼などがある時に、童殿上を行った。

5 「童殿上」で出仕した時には、舞を舞うことなどをしたことがわかる。

6 殿上人たちの前で成年礼を挙げて殿上人たちの仲間入りをするそれらの「わらは」たちを、殿上人たちに披露するという意味が込められていた。

加藤氏が元服前の準備期間と論じられたことを妥当と考えるが、私見はこれらの「童殿上」にもいくつかの手続きがあったのではないかと考えている。そこで藤原敦忠と齊敏の具体例によつて「童殿上」を考察する。

(二) 元服同時叙爵

これは故太政大臣藤原時平の第三男敦忠の元服を示す史料である。

延喜^(九二)二十一年正月二十五日壬子、贈太政大臣藤原朝臣時平第三息敦忠、於殿上加元服、叙從五位下⁽¹¹⁾

敦忠が殿上において元服を行なつたことが知られる。つぎの「柱史抄」は内記の執務について記した史料であるが、敦忠元服の模様をさらに詳しく記しており、

位記請印事

(中略)

為位記代事、

延喜二十一年正月廿五日未刻、小舎人敦忠加元服、即仰令授從五位下、參入侍所、令右近少將伊衡唱叙之、伊衡進跪御前階、展紙叙之、倉卒不書位記、紙為位記代是則先例也、

(後略)⁽¹²⁾

午後二時頃、(殿上において) 敦忠は元服した。そして醍醐天皇の「仰」によって從五位下に決まり、敦忠は侍所に入り授

位に備えた。右近少将であり五位蔵人でもある藤原伊衡は、敦忠に従五位下叙位を唱和し、御前の階に進んで跪き、紙を広げて叙位を執行したというものである。

この史料で注目したいのは叙位の際に位記の代わりとした紙である。白紙を位記代としたことはすでに「先例」であるといふ。その「先例」とは、

太政大臣第一之男時平於仁寿殿始加元服、于時年十六、帝自手取冠、加其首、令主殿助從五位下藤原朝臣末並理鬢、即日授時平正五位下、其告身、天皇神筆書黃紙以賜之、勅參議右大弁從四位上兼行勘解由長官文章博士橋朝臣広相^{一作告身文}、其所須冠巾、皆是服御之物也、公卿大夫会太政大臣職院直廬稱賀宴飲、雅樂寮舉音樂、賜五位已上祿各有差、⁽¹³⁾

と敦忠の父時平の叙位を示す史料がある。時平の場合は殿上における元服後、光孝天皇宸筆による従五位下の位記を賜つたとある。本来位記作成は内記が関わるが、時平の例では天皇が口頭で授位を宣言することと、そして天皇みずから作成した位記を元服者に授けることが一体となって行われていたのである。敦忠元服のときにはこれらが簡略化され天皇の口頭による授位のみが行われた。そのため白紙位記の授与となつたのである。

時平の例は以後摄関家の「先例」となるが、このことは天皇家の「先例」としても記録されている。宇多天皇は寛平二年の藤原仲平の元服を宇多天皇の父親である光孝天皇が執り行つた時と同様、手作り位記を受けたとしている。

『宇多天皇御記』には、

大臣参入曰、可加小童仲平元服、即簾前立倚子就之、大臣祇候、爰使散位定國先結髮、次朕著冠、此時左大臣融^(源)朝臣参入、^(藤原基経)太政大臣併仲平、相具舞踏、賜仲平白褂一領、朕即手造位記曰、無位藤原仲平、今可正五位下、先帝御宇之日、兄時平加元服、皆率其流也、即儲座於雅院、為會飲之處、雅院者是息所之曹也、太政大臣會語曰、白壁天皇^(光)時、^(桓武天皇)將立皇太子、其議未定、大臣真吉備併諸公卿、議立他帝之子、宣命之書奏了、爰藤原百川破其書、立柏原親王

為_二皇太子_一、大臣歎曰、我年耄、覩恥如_二此_一、柏原天皇縁_二百川之功_一、親臨加_二子緒嗣_一元服_一、即賚_二劍_一曰、先帝所_二奏_一劍、今與_二汝_一而_二拝_一内舍人_一、封_二戸_一百戸_一、先帝之賞_二時平_一、恩踰海岳、慈同覆、朕曰、先帝常言、我今長大潛_二藩底_一、因_二太政大臣之扶持_一、幸得_二登_一此皇極_一、枯木更榮、是誰德乎、又朕有_二兩兄_一、雖_二有_一先帝之顧託_一、自_二非_一大臣之濟導_一、朕宝位何至_二今日_一乎₁₄、

「先帝御宇之日、兄時平加_二元服_一」とあるように、光孝天皇が元服を加えた藤原時平の流れを汲む者として、藤原仲平には時平と同様の手続きを踏ましたと記している。また仲平の元服について記すとともに、桓武天皇が藤原百川の功による即位を謝し、百川の子息緒嗣の元服にあたって剣を与えた内舍人任官、また百戸の封戸を与えた故事を引いている。

宇多天皇御記は藤原緒嗣の元服が天皇家の「先例」の起源であることを述べ、なおかつ宇多天皇即位は太政大臣藤原基経の功績によるところから、藤原家の子息たちには桓武天皇の先例を模倣したのだと誇らしげに記している。緒嗣の例では元服と同時に内舍人任官をしており、授位以前の内舍人任官は律令制本来の建前論が存在している。

さきに示した藤原敦忠は元服を行なう以前の延喜十六年^(九一六)、仁寿殿に出御した醍醐天皇の御前において童舞を舞っている。

延喜十六年三月五日己未、_(醍醐)天皇御_二南殿_一、覽_二陸奥国交易進御馬五十疋_一、法皇御賀料也、又御_二仁寿殿_一、贈太政大臣_(時平)藤原公第三男奏_二散手舞_一⁽¹⁵⁾、

敦忠がいつごろ昇殿したのか定かではないが、後述する「童殿上」の子息たちは昇殿後・元服前に童舞をすることが例になつてゐるから、延喜十六年をあまりさかのばらない時期に昇殿したと考えられる⁽¹⁶⁾。

藤原実頼の子息斉敏の場合は

天慶五年四月十八日乙丑、小舎人藤原斉敏加冠参入、召_二御前_一^(朱雀)⁽¹⁷⁾

とあって、当時大納言であった実頼の第三男斉敏が元服のため、御前に参入している。斉敏は元服後、陽成院延喜八年御給に

よつて天慶七年一月二十八日從五位下に叙位、四月十四日にあらためて昇殿許可が下りている。⁽¹⁸⁾ 齋敏の元服場所は不明である。⁽¹⁹⁾

数は限定されているものの、平安時代の貴族の子息は元服以前に小舎人として昇殿許可を受けていた。また敦忠については昇殿後に童舞も行なっていたことが知られる。

藤原敦忠のように仁寿殿での元服やそのほか各家での元服は、古記録類に散見出来するが、元服同時叙爵が藤原時平を「先例」としていること、また「元服同時叙爵」を行なう彼らが、それ以前に昇殿許可を受けて小舎人となっていることを、ここでは確認した。ただし、時平の時期には元服と「昇殿して藏人になる」ことは一体化した通過儀礼ではなかつた。制度的に整うのはもう少しあとの時期である。

(三) 「童殿上」の「小舎人」と藏人所の小舎人・定員数

つぎに敦忠と斎敏が元服した時に帯びていた「小舎人」について述べたいと思う。

小舎人は藏人所所属のトネリである。藏人所の職員は藏人頭一人、藏人八人、雜色八人、所衆二十人、そのほか出納・淹口・鷹飼などによって構成されていた。これらの職員は弘仁元年の藏人所成立にともない設置され、藏人八人は^(八八八)和四年十一月二十七日、藏人所の整備によって、五位藏人一人、六位藏人六人に編成替えされ、「童殿上」の子息は枠外となつた。⁽²⁰⁾ この枠外とはどういうことで、またその枠外の子息はどのような呼称であったのであろうか。結論としては「童殿上」の場合、藤原忠通の月奏例から「小舎人」と称していたことを知ることができる。表1は『侍中群要』に記された小舎人の藏人所における職務である。これを参照すると小舎人の様々な活動の一端は見えてくる。

表1 「侍中群要」小舎人關係表

一 初拌間事	「差御藏 <small>□</small> 小舎人一人、下部一人、召遣、即向其家、令申只今參」入之由、酒肴、祿疋 <small>細 近代不定</small> 」
一 上格子事	「或当日參入、或撰吉日三箇日之内參入、即宿侍、昇」殿人亦如此、但大臣昇殿、可遣出納若所衆歟、近代不遣使」
一 下格子事	「但御物等但御物忌時、未上格子前、垂廂御」簾、不御物忌、々々々早旦、小舎人書天、插小壁、件御物」忌、不昆明池御障子南七箇間、」
一 新藏人不從事間	「新藏人未從事以前、雖奉仕上下格子名謁、不參御」前召、殿上若人不候之時、以小舎人主殿司、告先達藏人、」
三 朝餉供御膳	「御厨子所膳部來天、触内膳御膳不足之由於藏人、ナニケ種、」即預藏人候時、仰可触彼藏人之由、不候之時、召出納若小舎人、召遣內膳官人、」
四 大盤間事	「諸陣夜行見參等、藏人及亥二剋、以舍人令間見參、」催仰夜行、是每夜之事也、」
四 夜行事	「飯有懈怠之」時、召小舎人、仰可催遣之由、下物亦以小舎人主殿司、催」御厨子、」
四 御前召事	

「若御菓子」時、以出納小舍人、遣內藏寮、」

四 御湯殿事

「藏人承仰、仰出納若御藏小舍人、」

御湯殿

「可令奉仕御湯殿之由、被仰時、藏人召出納若小舍人、仰」其由、令仰主殿寮併女官等、」

四 見參

「有被問藏人所見參之時、大略如殿上、但樂所見參、調樂之時有」仰、遣小舍人書奏之、」

四 障進退事

召上達部時

「召上達部時、遣內豎、但至干大臣、遣所衆時、間」之用出納、至干殿上人、遣小舍人、」

五 貫首時

「貫首有御前召、併催申大盤之時、藏人自可詣、不可」指仰小舍人等、最近代之事云々、」

五一禮節

「在下臘共小舍人、逢上臘之時、隨上臘云々、或者云、併侍有此例、未聞小舍人之事云々、」奏杖上臘、不触案內、無改差之、凡非最急事、一切不改差、往反御倉」前之人、必下裾、不往反小舍人座上橋西、殿上前不吐唾云々、」近代更無禁止之人、」

五 宿直事

「御器併御膳物、御藏小舍人取之、召小舍人不取進」物御冠等、衆併出納取之、」

六 月奏事

「藏人依巡奏之、或依臘次、或依簡次第、一勞所定也、當」巡藏人、仰出納小舍人、

「殿上可陪膳、藏人所 御廚子所 滴口 樂所或無、小舍人 六衛府御書所內外等也 殿上陪膳藏人所滴口小舍人一結、御廚子」所御書所一結、六陣一結、合三結也、即取合一結」天、入柳箱、令持小舍人、先參閱白殿、內覽了返給、次參御所、挿文挾、奏覽了返給、若有仰八、結」申」

「小舍人上日八、止之不奏、又別當不給」署、直下出納、」

六 月奏事

月奏事

「出納小舍人等第文、下敷穀倉院、」

六 月奏事

「小舍人書別當頭藏人署所、以別當加為端書、但別當不給御名、不奏留所、」

七 陣中非違事

「陣中雜犯、藏人召看督使、令捕之、或以小舍人擗之、召檢非違使、給之、若藏人尉候者出陣外、勘糾之、」

七 勘人事

「小舍人仕人等事

小舍人等有可誠之事者、即令恐申、恒例也、至干下陣者、近代之事也、仕人者令押籠所之水棚下、或竿其損、」

七 御詭經事

「可催申人出居近衛中少將不論四五位以當番人、違小舍人可注申、又雖非番、可隨形也、」

八 親王元服

「六位及小舍人疋絹、」

八 內親王初算

「凡內親王女御尚侍參入退出時、奏聞事由、向參退便陣、各仰可入輦之狀、凡殿上小舍人加元服、孫廂南第一間、鋪所
菅円座為座、召侍臣一人、為其理髮、事畢退下、改換裝束、自仙花門參入、於庭中拝舞退出、雨濕之時、於仁壽殿西砌
下拝舞、於南長橋下召還賜祿、支子染袞一條、更到庭中、拝舞退出、於形第加元服、參入之時、拝舞給祿一同之、」

八 仰輦車宣旨事

「藏人奏事由、着麴塵袍、向其人參入之陣、退之時不向陣、直召吉上腋仰之、若有官把笏令小舍人二人着表衣取脂燭、
左右前行、至玄輝門內立留、仰近衛陣出閣門外、又立留、仰兵衛陣、次出朔平門外、仰鞠負陣、小舍人留門口柱下、藏
人於砌下引裾、但御物忌之時、於門內仰之、至輦車前、南面立定、召吉上二聲、左右同音稱唯、吉上召令誠候、若不候、
小舍人代稱唯、仰云、其人乃參給ノ輦車令入与、仰了逐電退還、小舍人相從如前、即以輦引入、是大内之儀也、若御他
所之時、只仰一陣、依無中重歟、」

八 御書使事

八 諸使事

唐物使 古弁已下、所小舍人、御牒官符、
召諸司人使、內小舍人、外使部、

蘇甘栗使事

「小舍人一人、二人歟、仕人二人相從之、藏人束帶着麴塵袍、向彼家、（中略）但小舍人祿疋絹、家司出來給之、小舍
人挿頸而已、」

祈雨使事

「淹口小舍人等相從之、路次供給、」

十 换雜色已下事

定額御藏小舎人、頭以下着殿上、非職人不着、或不臺盤、或於下侍行之、從下申上、相議之後、召出納仰下、定外小舍人以名簿下給、貫首以下見件名簿了後、藏人仰下、

十 分配

年中恒例之事、有分配、臨時事、依貫首若一臘藏人定行之、承其事之後、能尋旧例行之、出納御藏小舎人各一人、召仰件事、

古記録類に散見する小舎人の活動をここで示す余裕はないが、童殿上をする公卿の子息がこれらの活動を行なったとは想像しがたい。公卿の子息たちは小舎人という名称のみであったのだろう。⁽²¹⁾「童殿上」は、元服以前の子息が「小舎人」と名乗り、殿上に侍ることのできる資格であるが、「童殿上」の「小舎人」と藏人所所属の小舎人は明確に区別されるべき存在であるということである。「童殿上」の人数には宇多天皇によって規制が加えられている。『西宮記』臨時六殿上人事に引用された「寛平御遺誡」には、

(前略)

又曰、藏人八人之中、五位不可過一両、其余殿上四位不可過廿一人、合三十人可選用、其備顧問、或要籍馭使之人耳、若無其人者、不必盈員也、小童十人以下在此外、其四位・五位・六位加新階叙、改朝服者、自内官遷外官者、自無官預有官者、自小童為冠者例、除日給後宣旨、其外留之間、必選要否、其去者申候藏人所者特留六位之無官、令統殿上前勞、其余非有異能一切停止、(後略)

とあり、おもに昇殿許可の人数枠についての規制が記されている。五位藏人の定員は二人を一定とし、四位の殿上人は二十二人を過ぎてはならないとして、四位の殿上人、五位・六位藏人あわせて三十人までとして、殿上人の増大に規制を加えている

史料である。

そして「小童十人以下在此外」とあり、清涼殿殿上間、日給簡に登録される「小舎人」＝公卿の子息の数を十人としている。「童殿上」と藏人所の小舎人は我々の目から見れば混同しがちである。しかし、これらは月奏と殿上簡によつて厳密に区別されていたと思われる。月奏が統括者別であることは指摘されているが、殿上簡の形態については不明である。⁽²²⁾

(四) 名簿奉呈

藤原敦忠と藤原齐敏の一例には出てこなかつた、元服の際の名簿奉呈について述べたいと思う。

(前略)

次参_二殿上_一、次詣_二左_一殿_{（藤原道長）}、鶴君_二田_一、可_二昇殿_一、依_二相府命_一、書_二名簿_一一枚_{（藤原頼通）}、□枚_{東宮料}、一枚内料_□、大臣參内給_{（即給予）}、候_二御共_一、
奏_二名簿_一、□□下給_{（即給予）}、即下_二出納允政_一、令_二權左中弁_一、付_二簡_一、_{（藤原朝臣頼□）}、_{（23）}
小舎人蔭_□、_{（23）}

一条天皇の命によつて藏人頭藤原行成が左大臣藤原道長の第一男頼通の昇殿許可を伝えた記事である。頼通は幼名をたゞ君といつた。道長は昇殿許可が下りたことを知ると、さっそく「能筆家」としての行成に名簿の作成を命じている。その名簿も内裏用と東宮用の二枚を用意している。道長は父親としてというよりはむしろ藏人所別当としてその名簿の書様を確認し、奏聞のため藏人頭行成に給わつた。行成は道長とともに内裏に参上し、名簿を一条天皇に奏上した。この名簿は出納允政に下され、名簿にしたがつて「小舎人蔭_□藤原朝臣頼_□」と記名された簡が殿上間に付せられ、着簡が終了したのであつた。欠字の部分は最初の□が「孫」、つぎは「通」なのであろう。頼通の場合月奏の四種類のうち、藤原忠通と同様昇殿者全員を掲載する形式の月奏に掲載されたと考えられる。

中田薰によればこの名簿捧呈という儀式は主従関係を取り結ぶ重要な行為であるという。⁽²⁴⁾

この名簿奉呈はいつごろから行われ、また官人出身時のどの時点で提出されるものなのであろうか。

藏人所に対する奉呈と下級武士の名簿奉呈を一元的に扱うのは避けるべきであるが、『将門記』には平将門が太政大臣藤原忠平に名簿を奉つていたことが記されており、九世紀半ばには主従関係を証明するものとしての名簿奉呈が確実に行なわれていたことが知られる。⁽²⁵⁾

「童殿上」を行なう場合には、必ず名簿奉呈という行為が行なわれている。名簿奉呈は昇殿許可と表裏一体で、欠員が生じたときに広く公卿の子息から適当な人物を募集して選ぶか、父親や後見役が自薦するかし、あらかじめ昇殿許可が下りた上で名簿奉呈が行なわれていたのではないだろうか。昇殿者の名簿の行方は天皇が確認した時点で出納へ下給し、同時に殿上の間に簡を付ける作業を行なっていたことがわかる。⁽²⁶⁾ またその際の簡には「小舎人」という官職名と童名ではない元服後に名乗る予定の名が記されていた。

さきに私は「童殿上」は元服前の子息が小舎人として殿上に侍ることができる資格とした。しかしそのためには、昇殿許可と一体の名簿奉呈を必要としていたことがわかる。童が天皇の許可を得て昇殿手続きを終了するためには、名簿奉呈という手続きを踏まなければならなかつたのである。

「童殿上」とは、元服前の子息が小舎人として殿上に侍る資格を持ち、この資格を得るために事前の許可を必要とすること、そして昇殿許可と連動した名簿奉呈も必ず行われていたとすることが出来る。

童殿上の名簿の形態は、官歴や官位がないため、父兄名と童の元服名が記され、日付された、おそらくもっとも簡略化された書式で、そしてその名簿は提出先の藏人方に蓄積されたと思われる。⁽²⁷⁾

名簿奉呈は主従関係を取り結ぶ重要な儀式である。それを行なうことによつて得られる感覚は、童殿上を果たした子息が誰の流れを汲んでいるかを天皇が確實に知ることであり、また昇殿者にも知らしめることであつたと思われる。

(五) 童舞

さきに敦忠が元服以前に童舞を行なった史料を見た。

さて、名簿奉呈を行なった時点で「童殿上」をめぐるすべての手続きは完了したわけではなく、まだなすべき事があった。それが童舞である。

(一〇〇) 長保二年十月七日甲辰、院御賀^(東三条院)宴試樂、今日、左大臣^(藤原道長)息舞⁽²⁸⁾陵王、納蘇利、天皇有^(一条)歡感、賜御衣、左大臣不堪⁽²⁹⁾感、於庭上唱天長地久之由⁽²⁸⁾拝舞、彼童舞、左頼通、右頼宗云々、

とあって、十月九日開催の東三条院四十御賀の宴試樂の当日、左大臣藤原道長の子息たちが陵王、納蘇利をそれぞれ舞い、歡感あって天皇から御衣を賜つたことが記されている。その舞には、さきに「童殿上」を果たした頼通と、幼名を巖君といつた頼通の異母弟頼宗が舞つたことが記されている。『權記』には試樂の前日六日、左大臣第の東対南廊において鶴君と巖君の陵王・納蘇利の拍子合わせがおこなわれていたことも記されている。

ほかの事例でも確認できるのであるが、注目したいのは「童殿上」を果たした子息たちは、あまり時期が下らないうちに童舞を行なっていることである。このことは年令以外に肉体的にも成年に近づいたことを知らせ、いざれ近いうちに元服し貴族の仲間入りをすることを知らせる役割を果たしたと考えられる。

名簿奉呈をし、殿上の間日給の簡に元服名を連ねることによりあらかじめ天皇や昇殿者にどの子息が次代の後継者であるかを知らせておき、さらに元服するに足る肉体に達した事を示すための不可欠の要素として童舞が行われたと考えられるのである。

以上、五項にわたり私見による「童殿上」について述べてきた。各節でまとめたことを示すと以下のようになる。公卿の子弟は内裏清涼殿殿上間に昇殿できる資格を得た。厳密にはそれだけを「童殿上」と称するのである。しかし、貴族社会への

仲間入りは、その他の手続きを必要としたのである。昇殿前には事前に昇殿許可を得ておき、名簿奉呈、小舎人として殿上簡に名を連ねることが出来た。それからち、肉体の成年への準備としての童舞が行なわれ、年齢も成年に達した時点で元服を行なつたのである。そして元服後の叙爵・侍従任官、それぞれの昇進ルートへ進むことになる。すなわち元服前には

小舎人昇殿許可→名簿奉呈・着簡→童舞→元服

という手続きが存在したことになる。小舎人昇殿許可と名簿奉呈は短期間一頼通の場合は同時一のうちに行なわれ、元服までは数年のブランクが与えられた。童舞はこの空白期間に行なわれた。童に対する昇殿許可是、宇多天皇による制限が加えられていたため、それほど頻繁に行なわれていたわけではなく、欠員が生じたときに補充したに過ぎないと思われる。とりたててその欠員補充のための資格を言うとすれば、公卿の子息という広範囲な基準になろうか。

この童殿上の基準にあてはまらないが、藤原師輔子息高光も童殿上したとある。師輔の日記『九曆』天暦二年八月十九日には「午時隨身高光参内、予依例自近衛御門末、小童自上東門令入、先參藤壺、此間天皇御此舎、令伊尹、兼通參上殿上、聊調酒食出殿上、依寂然也、高光依召候御前、隨仰暗誦文選三都賦序、帝歎歎云々、」とあって、小童の傍注に「高光童殿上事、有殿上酒肴、」と記されている。村上天皇は高光の暗誦力に感歎し、高光の才を知らない人はいなかつたとみえ、同七年正月五日、高光・為光の両子息は式部卿親王に招かれ、「誦各所習之詩賦等、又召紙筆、試高光之手跡、親王頗有感歎之氣、入懷中而去、」つたといふ。それについて公卿達は「先々雖有聰明之輩、少年之間未有如此之者、甚似希有、殊可珍愛云々、」と噂したといふ。高光はその後天德元年十一月二十七日の賀茂臨時祭において舞をするはずだった。「初此家息子五人（兼通・忠君・高光・兼家・遠量）入舞人、而依妹喪、被改入他人、舞人甚不調也云々、」

このように多少異なつた童殿上においても童舞は行なわれたのである。

次節以下では童殿上をめぐるさまざまな環境について、さらに詳しく述べていくことにする。

二、御元服と小舎人の元服

童殿上した子息は、殿上において天皇とともに元服式も行なつた。即位後に元服した天皇は清和・陽成・朱雀・円融・一条・後一条である。⁽²⁹⁾ 天皇が紫宸殿での御元服式を済ませると、つづいて殿上童（小舎人）の元服が内裏の便所で行なわれ、彼らの元服式が終了すると天皇御前に召され、禄が支給される。朱雀天皇の御元服のときの元服小舎人は計六人で、そのうち二人が公卿の子息であったという。⁽³⁰⁾ 公卿の子息とそうではない小舎人の禄には差があり、それぞれ御衣、黄袞一條であった。天皇の御元服に際し、童殿上と藏人所の小舎人の元服は差別なく行なわれ、禄のみに差があつた。

天皇御元服にともなう元服は、小舎人だけでなく身長四尺五寸の藤原氏童（勧学院小学生）に対しても行なわれた。彼らの元服式は私宅にて行なわれ、勧学院別当に引率され、天皇とは御前庭において対面した。その際、大臣から元服名と祖父名を一々問われる儀式が行なわれた。殿上童の場合にはすでに殿上簡に元服名と祖父名が記されているから、そうした問答は必要なかつたが、勧学院入学の名簿奉呈は氏長者に対して行なわれ藏人所を経由していないから、元服の際の問答は必要であったのである。朱雀天皇のときには十二人の小学生が元服しており、常寧殿南庭にて列立したことが記されている。⁽³¹⁾ 円融天皇の例では腋陣にて禄支給が行なわれた。

勧学院の学生の中には藤原師輔の子息公季（幼名宮雄）のように、五歳で入学している例もある。⁽³²⁾

三、童舞をする小舎人

『侍中群要』には殿上賭^トの舞について、小舎人が舞うことが記されている。しかし童舞は賭^トだけではなく、殿上における諸行事・東宮童相撲・寺供養・庚申御遊・臨時樂・女房歌合などさまざまな宴の中で広く行なわれた。⁽³³⁾

『公卿補任』によると、藤原兼家子息道綱は安和二年八月十三日「童殿上」を行なっている。道綱の「貴族の仲間入り」についてでは『蜻蛉日記』に詳しい。⁽³⁴⁾ この日記を見る限りでは道綱は元服が決まって以後、公事を覚えるための内裏参上を頻繁にしていたわけではないことがわかる。道綱は天禄元年内裏賭弓^(九七〇)に、童舞を舞っている。

『蜻蛉日記』中（天禄元年に比定）は次のように記す。（傍線は筆者）

「（前略）三月十日のほどに、内裏の賭」のことありて、いみじくいとなむなり。

おさなき人、後の方にとられて出でにたり。「方勝つ物ならば、その方のまるもすべし」とあればこのごろはよろづ忘れて、このことをいそぐ。舞ひならすとて、日々に樂をしのゝしる。

（中略）持になりにければ、まづ陵王舞ひけり。それもをなじほどの童にて、我がおひなり。馴らしつるほど、こゝにて見、かしこにて見など、かたみにしつ。

されば、おぼえによりてにや、御衣たまはりたり。内よりは、やがて車の後に陵王も乗せて、まかでられたり。ありつるやうかたり、「わが面をおこしつること。上達部どもの皆泣きらうたがりつること」など、かへすがへすも泣く泣くかかる。

（中略）その夜も、後の二三日まで、知りと知りたる人、法師にいたるまで、「若君の御よろこびきこえに、きこえに」と、おこせいふを聞くにも、あやしきまでうれし。」八一

「おはやけに相撲のころなり。おさなき人、まいらまほしげに思ひたれば、装束かせて出だしたつ。「まづ殿へ」とてもののしたりければ、車のしりに乗せて、くれにはこなたざまに物したまふべき人のさるべきに申つけて、我はあなたざまにと聞くにもましてあさまし。またの日もきのふの「こと、まいるままにえしらで、夜さりは所の雑色これらかから、これがをくりせよとて、先立ちて出でにければ、ひとりまかでていかに心に思ふらん、例おさなき心地に思ふなるべし、うち屈したるさまにて入り来るを見るに、せんかたなくいみじく思へど、何のかひあらん、（後略）」九三

「五日のは司召とて、「大将に」などといふとど栄えて、いともめでたし。それより後ぞ、すこししばしば見えたる。「この大嘗へに院の御給ばり申さん。おさなき人に冠せさせてん十日の日。」と定めてす。(後略)」九五

「十一月になりて大嘗会とてののしるべき。その中には、すこし間近く見ゆる心ちす。冠ゆへに人もまだあいなしと思ふ公事のわざもならへとて、とかくすれば、いと心あはだし。(中略)つとめて、「供にありかすべきおのこなどまいらざめるを、かしこに物してととへん、装束してこよ」とて出でられぬ。よろこびにありきなどすれば、いちあはれにうれしき心ちす。これよりしも、例のつつしむべきことあり。一日も「かしこになん」と聞くにも、たよりにもあるを、さもやと思ふほどに夜いたくふけ行。ゆゆしき思ふ人もただひとり出でたり。胸うちつぶれてぞあさましき。「ただいまなん、帰りたまへる」など語れば、(後略)」九七

殿上賭ミツル」が行われると決まつたとき、道綱は「おさなき人、後の方にてとられて出でにたり。」と童舞に出場することが決まった。そして当日、「まづ陵王舞ひたり。」として一条天皇から「おぼえによりてにや、御衣たまはりたり。」と御衣を賜つている。「その夜も、後の一二三日まで、知りと知りたる人、法師にいたるまで、「若君の御よろこびきこえに、きこえに、」と、おこせいふを聞くにも、あやしきまでうれし。」と記し、母親の邸宅には殿上賭ミツル」当口の夜から二日間にわたつて道綱の成長を祝う客が詰めかけた様子も描かれ、道綱母のあふれんばかりの喜びも書き残されている。

平安時代の貴族社会では童舞を行なつた子息がいると聞けば、人々はその童舞を合図として元服に向けて予祝を行なつたことがはつきりと認識できる。

この『蜻蛉日記』は、八一段目から相撲節会のことが描かれた九二段目まで、道綱が内裏に出仕した記述は見られない。九五段目では、「この大嘗へに院の御給ばり申さん。おさなき人に冠せさせてん十日の日。」とあって、道綱は大嘗会のとき冷泉院御給により従五位下に叙位されたことが知られる。九七段目には「冠ゆへに人もまだあいなしと思ふ公事のわざもならへとて、とかくすれば、いと心あはだし。」とあって元服の直前、公事に関する知識を教わっている。元服直前に公事を教わること

が一般的であつたかどうかはわからないが、公事に関する知識伝授については簡単で、童殿上を行なつて貴族の仲間入りを感じするしないの区別のなかに公事伝授自体の差があつたとは思えない。

基經の子息仲平についてはさきに述べた。忠平については、

後方賽其所負賜、前方念人民部卿親王、(藤原基經)太政大臣、後方念人朕、左大臣、而始小童子等進舞、十数觴後興酣感深、公卿等更起呼舞、天下倚頼者太政大臣、仍喚饗之、朕者不然、是故同呼氣、昔深草聖帝内宴之日、起舞、又歌吹笛、今日朕起舞者、蓋其比也云々、小舍人源敏相舞骨可(35)称、仍賜之祿、又太政大臣息忠平、齡始十歳、為納會利舞、騰躍迅逸、節不錯違、又賜祿云々、

とあるように、殿上賭射の負態の舞に小舍人源敏相とともに納蘇利を舞つたことが記されている。「日本紀略」にも「殿上小童為舞人」とあるが、忠平も小舍人と考えても差し支えあるまい。

八月九日、東宮童相撲、於弘徽殿東庭供之、左頭大進忠幹、右頭少進仁鑒、亮伊衡朝臣為左、右近権中將実賴朝臣為右、宮殿上及侍者、陣頭侍從、各分左右相撲、用四尺五寸童、左右各奏樂、舞人著朝服、伊衡朝臣息男昇殿、今日奏輪臺、為童時殿上故焉(36)、

とあって、藤原伊衡息男が東宮主催の童相撲の際、即日童殿上した例もある。

また昇殿許可の下りていらない童の童舞の実例もある。

同日、勅差藏人頭仲平朝臣(藤原)、率童舞樂工等、令奉此会、先是去廿四日、於内裡有童舞、大納言國經朝臣之子舞陵王、中納言有穗朝臣之子舞納蘇利、大臣奏、此兩舞童、宜被聽昇殿、(藤原)勅依請、大臣即仰兩父、令拝舞殿庭、侍臣持祿給之、左大臣給御下襲、參議已上細長、已下小樹衣、樂工等、內藏寮給祿有差、此間左大臣間舞庭中、更仰令推大鼓御階前、大臣打之、自余親王公卿、下侍庭中、又召樂工等最者各一人更奏樂、大臣殊召雅樂屬安身醜令舞、大臣納言互鼓舞極樂、參議已上給祿有差、是日御座用椅子、大臣奏曰、終日事者、前例用大

床子、上、件日童舞等、被進今日大法会也焉。⁽³⁷⁾

宇多法皇が延喜四年三月二十六日仁和寺円堂院において供養を行った際、童舞が行われた記事である。この日に先だって殿上人達は童舞の拍子合わせを行つた。そのとき大納言藤原国経と中納言藤原有穂の子息が童舞を担当したが、この子息たちはまだ昇殿を許されていなかつたことがわかる。大臣源光の奏上によつてはじめて昇殿が許可され、それぞれの父親は庭において拝舞している。

昇殿許可を受けていない童が童舞を行うこともしばしばあつたようで、つぎは庚申の御遊記事である。

同^(延喜)十六年七月七日、(御)庚申、(亥)一刻、事始、供天酒給侍臣、絃歌頻奏之、召属文者令献詩、^(藤原)勘解由次官諸蔭獻題、^(星橋度雲衣)諸蔭等、今夜候内御書所、仍所召候雜色之中、小舎人源相单舞輪臺、蔭孫源藏俊於東庭舞王聲、次献詩、蔭人大学助紀淑行講詩、次給祿、^{(雜色保忠朝臣火色單細長、非參議・四位白單、(38) 以下五位絹二疋、六位一疋)}

小舎人源相平に関して詳しいことはわからないが、父親である源当時は参議右兵衛督・近江権守や檢非違使別當を兼ねていた。また源藏俊という人物も王聲を舞っているが、適當な舞人が見当らず、雜色から舞人となつた例である。

つぎの史料も道綱の時と同様、内裏賭^マである。

同^(延長)四年三月六日、云々、左近権少将^(平)希世召左近將監春岑、令懸的、仰云、可令進射姓名簿、大納言藤原朝臣起座出取前後射手名簿進、奏覽訖、以名簿給藤原朝臣、(藤原朝臣)召前方右近少将中方・後方左権少将希世給之、令記中否、前後籌刺童子、各以前進坐柱下云々、了前奏羅陵王、^(小舎人)平忠孝舞之、念入王卿以下、於庭中拝舞、各復座後奏納蘇利、^(小舎人)源兼光舞之、其後仰穀倉院令進賭物錢也。⁽³⁹⁾

とあって、平忠孝は左近権少将である平希世の子であり、源兼光は正明の子と推定できる。

また藤原実頼子息で猶子となつた実資についても童舞の記事が見える。『西宮記』卷八、康保三年十月七日臨時樂の記事である。「(前略) 次羅陵王、^(小舎人親光)着舞衣併天冠、次納蘇利、^(小舎人實資)着天冠舞衣、舞了召實資於床子、脱阿古女衣賜之、左大臣不堪欣感起舞、前

例給御衣者拝舞、今夜不拝、依少小之内舞装、難致拝礼歟、(後略)」とあり、賜禄の際には「(前略) 公卿以下有差、大臣給下襲表袴各一重、親王納言樹白紅袴各一重、参議紅袴各一重、舞人四位白樹一重、五位单白樹一重、小童亦同、自余給疋絹、(後略)」とある。藤原実資は安和二年元服、従五位下に叙位されたが、それをさかのぼる康保三年童舞として納蘇利を舞つたのである。

また天徳四年の内裏清涼殿女房歌合には、籌刺の右方小舎人として藤原実正・実明、三善興光が、左方には藤原宣頼・紀延方らがいた。歌の披講・音楽のうちに賜禄、歌合終了となるわけであるが、上記の小舎人以外にも合計十二人の小舎人がおり、左は平保遠・源時明・藤原道隆・藤原為時・藤原景舒・藤原惟賢・藤原信頼、右は藤原元明・藤原真正・藤原朝光・藤原保名・藤原能正・藤原延正らがいた。これらはみな童殿上の子息と考えられる。

このように童舞は童殿上を済ませた子息だけではなく、元服以前の公卿の子息が貴族社会において仲間入りを予告する儀式であった。

これまで童殿上を行い、童舞をしてきた子息たちについての史料を提示してきた。

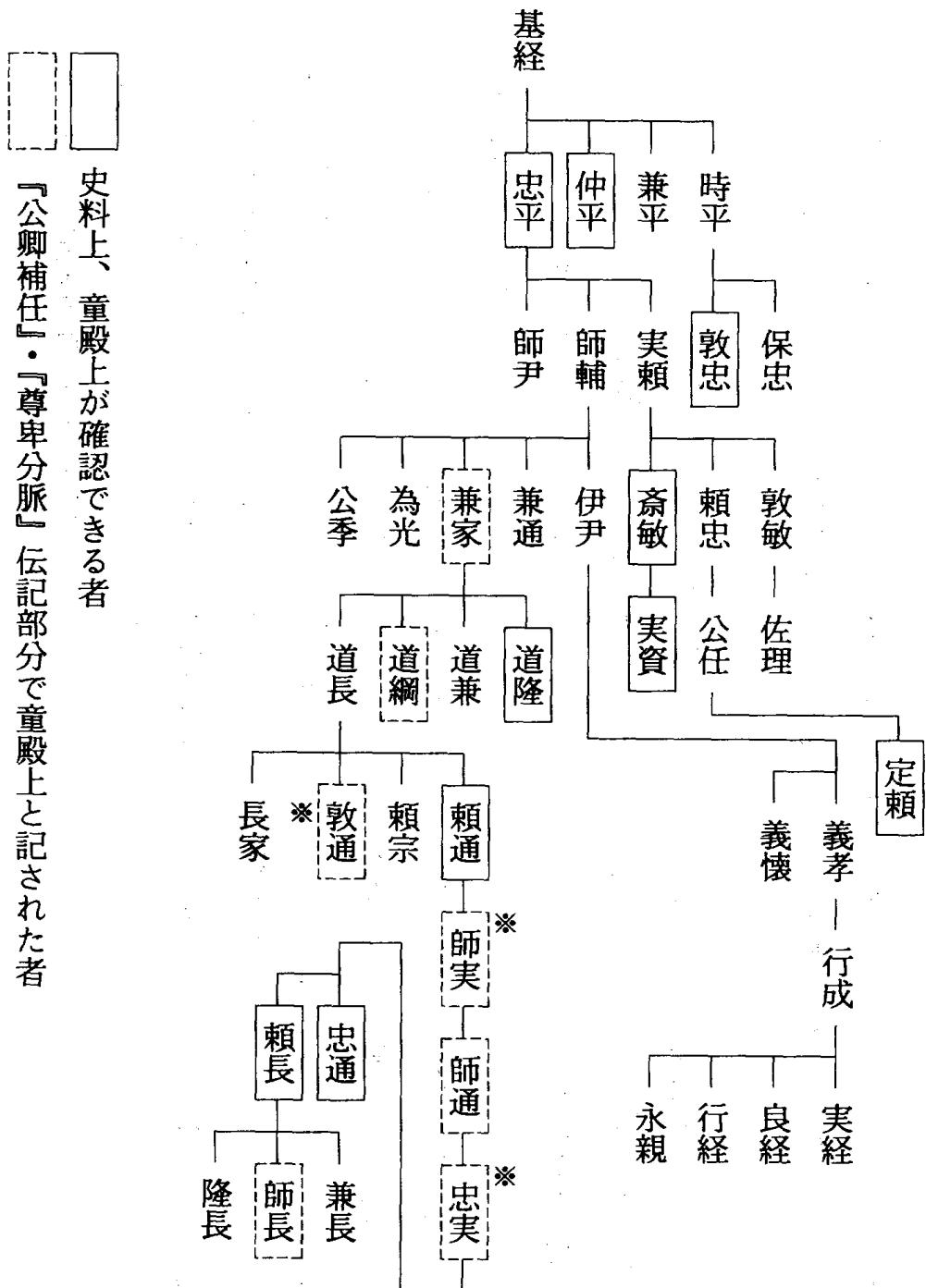
そこで、「平安時代史事典」「上童」によつて童の条件を再確認してみたい。それによれば、「殿上の作法を身につけるため、元服前後に昇殿を許された有力貴族の子弟。」であるという。しかし、童殿上は元服以前の子息のみに許可されるものである。また藤原道綱の例によつてわかるように、童殿上したからといって道綱はしばしば内裏参上をしたわけではなかつた。殿上の簡に名を連ねることは、童舞と同様、元服を周知せしめる手段であったことを如実に示すものであるとを考えられる。

『尊卑分脈』の記載に見られる「童殿上」という文言を参考に、童殿上を行なつたと思われる子息たちを列挙してみた。系図上では摄関家の子息が童殿上を独占したように見られるが、それ以外の子息も同様に童殿上している。

このことから、当時の貴族社会において童殿上が特別な昇進形態ではなく、ごく一般的な、奈良時代的な表現を許してもらえるならば、「出身」形態であることを示すと言えよう。童殿上の手続きを経過しなくとも、元服以後の叙位・任官・昇殿手

続きは童殿上のそれと同様だからである。

童殿上関係系図 藤原氏



四、名簿奉呈—内・院・女院—

(一) 名簿奉呈許可について

名簿奉呈についてはさらに詳しく述べてる。

ところで第一節第五項「童舞」で掲載した史料には、藤原頼通と頼宗が童舞をした記述はあるが、第四項「名簿奉呈」で示した頼通の名簿奉呈に、異母弟頼宗が童殿上をしたという記録はない。

梅村氏は道長の子息について源倫子所生の頼通は正五位下に、源明子所生の頼宗は從五位上に叙位されたことを、妻の正嫡差によると指摘された。⁽⁴⁰⁾ 頼通と頼宗との年齢差はわずか一歳であつて、元服日は頼通は長保五年二月二十日十一歳、侍従任官は二月二十八日である。一方の頼宗は寛弘元年十二月二十六日に元服、侍従任官は翌寛弘二年正月である。⁽⁴¹⁾ 授位のみ差があり最初の任官での正嫡差はまったく見られない。

童殿上をした子息はその所見が非常に少なく、平安貴族の子息たちすべてが童殿上を行なったわけではなかつたことはすでに述べた。童殿上を含む昇殿は藏人所別当の許可が必要であった。さきに示した『寛平御遺誠』には「小童十人以下在此外」とあり、童殿上が十人前後の数と定められていた。そうすると、この十人前後という『寛平御遺誠』の規制がある程度遵守されていた様が伺える。

頼通と頼宗の場合の昇殿するしないは、藏人所別当であつた父親の道長に権限があつた。したがつて童殿上許可は一条天皇の許可のもと、道長の手によつたと見られる。ほかに藏人所別当であり、左大臣であつた源雅信の孫信時が元服後内裏に参上した記事がある。

従内参殿、還参内、殿_下被_參式、依_{仰入}夜被_{參内}、被_候御前_{御座翼}_{御円座近敷}亥終令_{退下}給、則被_{退出}、先是_{左大臣孫小舎人信時}_{源雅信}昨日加_{元服}、今夕参入、依_{太相府可}被_{參入}、不_召御前、於_{腋陣}賜_祿無_{例祿}、賜_一

元服者が恒例によつて円融天皇の御前に召されるべきであつたところが、太政大臣藤原頼忠が御前に伺候していたため、御前召がなかつたというものである。信時は寛和元年六月二十一日に頓滅したことが『小右記』によつて知られる。このとき昇殿許可権は雅信が持つていた。藏人所別当である人物の子息あるいは孫が童殿上に預かる傾向は指摘できると思う。

(二) 名簿の普遍化と書様

名簿奉呈は主従関係を取り結ぶ重要な儀式であるといふ。それを行なうことによつて得られる感覚は、童殿上を果たした子息が誰の流れを汲んでいるかを天皇が確実に知ることであり、また昇殿者全員にも知らしめることであつたと思われる。

つぎの『西宮記』は藏人所に提出するという名簿ではないが、東宮帶刀を募集する際に名簿を提出するように広く公募を行なつたものである。

吏部記、天慶七一五—十三—大相公云、廿三日、可試東宮帶刀、諸家多進所望人、若有堪才可舉者、即報云々、
廿一日、送紀清名々簿於春宮大夫、兼案内、可加貢名乎、中務少輔恒躬孫、姓年及故廿二日、大夫報云、諸家所奉之名簿不
加署、但以何才可試乎、即報以步射可試由上廿四日、參議師氏朝臣奉勅、於右近馬場試東宮帶刀、騎射之
者十四人、依所貢人、次試之、廿四日、於朱雀院東対、可試步射之。(44)

天慶七年五月十三日、東宮において二十三日に帶刀補任試験が行なわれるが、推薦が多いので何の才能によつて試験するのか報告せよ、との知らせであつた。二十一日、『吏部王記』の記主重明親王は早速紀清名の名簿を春宮大夫に送つた。書き送つた名簿には蔭位・姓名・年および故中務少輔恒躬の孫と記されていたといふ。二十二日になり、名簿に加署はせず、何の才能によつて武術を試すのか記すよう知らせをよこしたので、親王は歩射によることを知らせた。二十四日、騎射は右近馬場、歩射は朱雀院東対においてそれを行なわれたという内容である。

さきに藤原忠平と平将門の主従関係に名簿奉呈が行なわれたことは記したが、十世紀の段階において補任のための名簿奉呈が行なわれていたことの証左となるであろう。

また藤原公季は童殿上以外のルートで平安貴族の仲間入りをしている。公季は勧学院に進んだが、その際にも名簿を勧学院に提出している。

八月廿六日、宮雄名簿給 勸学院事⁽⁴⁵⁾

名簿を提出することはこれらによつて普遍的に行なわれてきた行為であるといえる。

また名簿の書様であるが、『權記』(1006)寛弘三年十一月二十日条には、

(前略)

左兵衛督息男今日昇殿、注無位藤原朝臣經任、件名簿非先例、仍問武衛、答左金吾說也、童不書蔭云々、還宅見「旧宣旨」、童不書位、但書蔭、近則彼一家高遠実資懷平卿童殿上名簿、併公任卿名簿、皆書蔭、況他門人皆書之、
とあり、藤原懷平子息經任が昇殿をした際、藤原公任の指示によつて名簿には「無位藤原朝臣經任」と記したという。ただ、この名簿の書様は間違つていると記したうえで、行成は自宅にある宣旨類を参考に、童の名簿は位を記さず、「蔭」と記す。このことは彼の一門である高遠・実資・懷平らの童殿上の際の名簿、および間違つた指摘をしたとされる公任自身の名簿にも「蔭」と記す。それはこの一門に限らず、他門の人もそう記すと書き残している。

この史料によつて実資に限らず高遠・懷平も童殿上を行なつていたことを知ることが出来る。

次の『中右記』も、名簿の書様について記している。

(前略)

裏書云、

蔭孫藤原朝臣忠通、

(一一〇七)
嘉承二年四月十日

書様如此、

長徳四年宇治殿童殿上時名簿書様、行成書之

蔭孫藤原朝臣頼通、

故前太政大臣〔孫〕、

長徳四年 月 日

大殿併二条殿殿上名簿同之、

當時殿下応徳元年殿上名簿書様、

蔭孫藤原朝臣忠実、

関白孫、

(一〇八四)
応徳元年 月 日

此若君康和元年十二月昇殿、

蔭孫藤原忠通、

前関白孫、

康和元年十一月 日

今度依長徳例、可被書之処、大殿以當時殿下御養子、仍可被書前太政大臣孫、然而応徳元年御昇殿時、被注
関白孫、仍後可相違、然則只注御名併年、・(缺文カ)
とあって、『権記』では記されなかつた頼通の名簿書様がわかる。

(二) 十一世紀の童殿上

『權記』には記主藤原行成の子息良経の昇殿許可から元服に至るまでの経過を詳しく載せている。寛弘八年八月十三日条には「宮犬被免殿上之由、小舎人良兼来告、給疋絹、仕人信濃布五端、」とあり、二十三日には、

宮犬元服也、(中略)卯刻向河原除素服、差百濟忠行請出自家院御藏、大膳屬忠節出納時政等知之、陰陽助実光朝臣祓之、次向二条、件家左丞相被奉一宮、依丞相去夕命、依下以吉日加中実檢、惟通朝臣不來逢、只与知家事文岑檢之、即参一条院、申案内於丞相、午時前大和守景斎朝臣來、即令理小童髮了、令前備後守、政職朝臣被物、蘇芳染綾樹一重、茜染袴一具、將參大内此童裝束一襲、於家所調也、青色織物、袍蘇芳薄物下襲、加黑半臂、浮文表袴、茜染单合、相大口等、染色等皆家功也、於鴨院令裁縫、是依不知寸法、暗難裁縫也、

(中略)参内、(中略)可被参之由云々、参殿上、告頭弁、令藏人朝光給小童日給童者六月十一日為着簡、以名簿令献内併東宮々即日付簡、内今月十一日付云々理須宮初不付簡、待初参付之也、

(中略)頭弁云、小童榮爵宣旨、未参之前被下了、是皇太后当年御給也、正月所給成、昨触申大夫納言、々々令頭弁伝奏也、(中略)下官申案内於丞相、将参小童於東宮令預日給退出小舎人秋成持御冠來向先日示頭弁也、使右馬助頼職朝臣、伝右衛門督申左府千時出給御笏併巡方帶等、登時持來、亥刻小童加首服、加冠皇太后大夫、理髮侍從資平朝臣、位(後略)⁴⁶

とあって、行成はあらかじめ子息良経の良き昇殿日を占っていたのであろう、八月十一日に内裏昇殿の簡を付けようと名簿奉呈を行なつたが、内裏の簡はその日には付されなかつた。また東宮の簡について、おそらく名簿を持参した日なのであろう、昇殿者として六月十一日に付されてしまつた、という記述が見える。

また「頭弁云、小童榮爵宣旨、未参之前被下了、(是皇太后当年御給也、正月所給成、一昨触申大夫納言、々々令頭弁伝奏也、)」とあって、榮爵宣旨の手続きはすでに完了し皇太后遵子当年御給で、すでに正月に給わつてゐたといふ。

「下官申案内丞相、将参小童於東宮令預日給退出小舎人秋成持御冠來向(先日示頭弁也、依例給疋絹、)」とある。行成はす

でに六月十一日に簡を付せられ、東宮昇殿者とされた東宮へ、良経をともなつて参上し、改めて東宮の日給をもらつてゐる。

八月二十四日の記事では行成が良経をともなつて左大臣道長、皇太后遵子内親王に元服の慶賀を行なつてゐる。

藤原行成の子息良経は道長子息頼通と同様の名簿奉呈を行なつてゐる。それは名簿を二通作成すること、そのうち一通は内裏、あと一通は東宮に奉呈することなども頼通同様である。しかし、頼通のように、

童殿上^ノ名簿奉呈・着簡→童舞→元服

というルートを経ていなることから、十一世紀段階における童殿上はすでに簡略化されていたことが分かる。それには事前に名簿奉呈の手続きを踏んでおき、

童殿上^ノ名簿奉呈・着簡→元服

という一連の儀式が元服儀礼にともなつて短期間に行なわれていたことを知り得る。

『中右記』大治五年正月三日条にも藤原頼長の童殿上の事が記されている。それによれば、名簿は内裏と女院のものを二通書き、名簿によって「小舎人藤原頼長」と簡を付された後、日給をもらつてゐる。

天晴、今朝依^{吉日}始念誦、

今日大殿安也若君被^{昇殿}也、可^{早参}之由、有^{御消息}、(中略)以^{師俊}令^{清書}、依^{閔白殿御子議}、被^書名簿、
蔭孫藤原朝臣頼長

前太政大臣孫

大治五年正月三日

名簿三通、内院女院料也、用^{檀紙}、有^{裏懸紙}、又被^{問吉御令家栄朝臣}、午時者、又居^{円座}、召^{前司道経}、冠^衣、
時於御髪、有^{夾形}、殿下内々以^{名簿}付^{頭弁}御^{覽院}、則出結、若君乘^{殿下御車}給、予、右中将重通、左中弁実光、
右中弁師俊、右少弁宗成、^{師俊宗成非}入^{院殿上人}、從^{皇居二条第西門}併^{西中門}、渡^{南庭}、殿下御^{殿上}、予以^{名簿}付^{頭弁}

奏聞之後、給_レ五位藏人大学頭資光_一、若君着_二殿上_一給_一、端座下大資光取_二名簿付_一簡、小舎人蔭孫藤原朝臣頼長、次日給_一其後有_レ召_一、令_レ參_一御前_一給_一、若君被_レ參_一、(後略)

頼通と良経のときには内裏と東宮の名簿奉呈を行なつていて、頼長の段階では内裏、院、女院の三通の名簿を作成していたことが判明する。童殿上を行なう際、東宮・院それに藏人所がおかれていれば、各所に名簿を奉呈する必要があったのであろう。⁽⁴⁷⁾

万寿三年の上東門院殿上始の時の頼通日記の逸文が残されている。⁽⁴⁸⁾ それによれば、昇殿者は九十一人で、殿上における簡は「其体如大内」であったという。

また名簿には「蔭孫」と必ず記していたことがわかる。これは奈良時代の出身方法と比較すると、すでに律令官人の出身ルートは延暦十四年の段階で蔭子・位子の出身を国家側は放棄しており、すべて「蔭孫」からの出身制度に切り替わっていることと関連すると思われる。

昇殿制の成立したことは平安貴族の出身方法にもかなりの影響をもたらしたと言える。貴族が貴族社会の仲間入りをすることの第一歩は、「名簿奉呈」による一連の元服儀礼をすることにある。そしてそのことは、天皇家をめぐる東宮・院(女院も含む)との主従関係を取り結ぶことにもなる。

童殿上は藤原時平の殿上における元服に倣う形で行なわれ、順次時平の子孫にも行なわれていった。

童殿上を許可された子息は、名簿奉呈後「小舎人蔭孫」として殿上簡に付され、童舞を行ない、元服後叙位されて官職についた。それ以外の子息は童舞をし、元服後叙位され、官職につくというルートになつていたと考えられる。

まとめにかえて

童殿上についてこれまで述べてきたことは各節にまとめたが、あらためてまとめてみると、以下のようになる。

平安時代の童殿上は、元服以前の子息が小舎人として殿上に侍ることの出来る資格であった。この資格は、天皇および藏人所別当の許可が必要であった。

童は昇殿許可が下りた際には名簿奉呈を行い、日給の簡に元服後の名前で付せられた。その後院御賀や内裏賀、臨時の宴遊などに童舞を披露し、貴族社会へのお披露目を行ったのち元服、叙位任官されたのである。

童殿上の資格は各公卿の子息や孫の中から一人といった具合で選ばれており、法則性はない。宇多天皇の『寛平御遺誠』によると、童殿上は十人前後と制限が加えられていたためである。しかしそれは父親や祖父などの後見役が藏人所別当を兼ねたときにより有利に童殿上をすることができたのではないか。

また藤原頼通を例にとると、一歳違いの異母弟頼宗と童舞を行なつたにも関わらず、頼宗は童殿上をしなかつた。道長の子息のうち、ただ一人頼通だけが童殿上を行なつたのである。ここにいたって摂関家の子息が行なうものと意識され、摂関家以外の子息も童殿上を行なうことは出来たものの、童殿上は独占される形になつていったのではないかだろうか。

しかし昇殿制の盛行期とは異なって、十一世紀の藤原行成の子息良経や藤原頼長の子息師長の例からすると、本来童舞を中心平安貴族に披露されてきた童殿上に変化が見られる。

小舎人昇殿→名簿奉呈・着簡→童舞→元服

として、昇殿から元服までの期間が四、五年という一定した期間で行われていた童殿上は、十一世紀になると

小舎人昇殿→名簿奉呈・着簡→元服

の一体化した行動が、昇殿から元服を行なうまで数ヶ月という短期間、あるいは元服の当日に童殿上の手続きがとられるよう

になつたのである。

昇殿制の衰退、里内裏の通常化にともない、それまで行なわれてきた童殿上は放棄され、通過儀礼としての元服だけが行なわれるようになつたのである。

平安時代の貴族は律令制以来の出身方式を選択しない方向へと転換した。内舎人から判官に昇進していくルートは次第に貴族の出身方式として重要性を持たなくなつた。しかし、藏人所や昇殿制の成立にともない、平安貴族たちは童殿上という貴族の仲間入りの儀式を持つようになると、ふたたびトネリの名称を持つことを受け入れるようになるのである。

平安貴族が小舎人になることは、奈良時代以来の出身方法＝トネリになることを強固に保持し続けた結果と見るのはおかしいだろうか。内舎人出身コースを貴族達が放棄（藤原長良が弘仁十二年十九歳で昇殿、翌十三年二十歳で内舎人に任官したのが最後。）した結果であると考えたいのである。

昇殿者が行う名簿奉呈の名簿には、「蔭子」「蔭孫」と付けられていた。奈良時代「蔭子」の定義は本来ならば四位・五位の子、「蔭孫」は三位以上の子・孫である。それが平安時代になると「故太政大臣孫」などという表現が名簿に付け加えられ定着化するとともに、蔭子・蔭孫の意味さえ失われていくのであつた。

註

- (1) 野村忠夫「律令官人制の研究」増訂版 吉川弘文館、一九六七年
- (2) 前掲書および令条文の不明瞭な部分についてはそのつど格が出され、時勢の法解釈がなされた。この点については以下の諸論考がある。
池田久氏①「『預選』について—『選』の用法と考選上の一問題ー」(『史料』五〇号、一八九二年)、②「蔭位制の再検討」(『皇學館論叢』一六一四)、③「皇蔭制に関する覚書」(『史料』七〇号、一九四八年)、④「律令官人の出身制度について」(『皇學館論叢』一八一三、一九八五年)、⑤「律令官人の課役免除について」(『史料』七六号、一九八五年)
仁藤敦史氏「蔭位授与制度の変遷について—慶雲三年格を中心にしてー」(『歴史学研究』五九二号、一九八九年)

岩沢豊氏「律令官人の出身と大学寮」（『国史談話会雑誌』二六号、一九八五年）

(3) 笹山晴生氏「第一平安前期の左右近衛府に関する考察」（『日本古代衛府制度の研究』東京大学出版会、一九八五年）

(4) 「家成立史の研究」校倉書房、一九九一年

(5) 「王朝の風俗と文学」塙書房、一九六〇年

(6) 所京子氏「所の成立と展開」（『史窓』二六号、一九六八年）

渡辺直彦氏「藏人所の研究」（『日本古代官位制度の基礎的研究』増訂版 吉川弘文館、一九七八年）

玉井力氏「道長時代の藏人に関する覚書－家柄・昇進を中心として－」（彌永貞三先生還暦記念会『日本古代の社会と経済』下吉川弘文館、一九七八年）

古瀬奈津子氏「昇殿制の成立」（青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、一九八七年）

今正秀氏「王朝国家宫廷社会の編成原理－昇殿制の歴史的意義の再検討から－」（『歴史学研究』六六五号、一九九四年）

白根靖大氏「院政と昇殿制－院政系列の秩序体系の形成－」（羽下徳彦編『中世の政治と宗教』吉川弘文館、一九九四年）

佐藤全敏氏「所々別当制の特質」（『史学雑誌』一〇六一四号、一九九七年）

(7) 工藤重矩氏「藏人所の文学的活動について」（『平安期律令社会の文学』ペリカン社、一九九三年）

(8) 小林茂文氏「第四章古代子ども論序説」（『周縁の古代史－王権と性・子ども・境界』有精堂、一九九四年）

(9) 橋本義彦氏「昇殿と殿上人」（『歴史と地理』249号、一九七六年）

(10) 「わらは」の生活」（「ち」と「わらは」の生活史＝日本の中古の子どもたち＝』慶應通信株式会社、一九九四年）

(11) 「日本紀略」

(12) 「柱史抄」（『群書類從』七、公事部）

(13) 「日本三代実録」仁和二年正月一日壬午条。および弥永貞三「仁和二年の内宴」（『日本古代の政治と史料』高科書店、一九八八年）

(14) 「扶桑略記」寛平二年二月十三日乙巳条

(15) 「日本紀略」

(16) 敦忠はその後「如元昇殿」を延喜二十一年二月七日に受けたことを『公卿補任』天慶二年条によつて知ることができ、侍従任官は延喜二十三年正月十一日である。また天慶六年に三十八才で卒したことから逆算して延喜六年生まれ、元服年齢は十五才である。

(17) 「日本紀略」。

(18) 『公卿補任』。斎敏は天延元年に薨じたことから逆算して延長六年生まれ、元服年齢は十四才である。

(19) 通常、元服には仁寿殿が使用されたことが知られる。しかし平安初期には常御殿としても重要であった仁寿殿も、花山朝には鬼

の出る無人の場となっていた。日向一雅氏「内裏・後宮」（山中裕・鈴木一雄編平安時代の文学と生活『平安貴族の環境』至文堂、一九九一年）

(20) 五位藏人と六位藏人、および童殿上の関係についてはすでに渡辺氏が述べておられる。渡辺氏6前掲書。

(21) 小舎人は時期により人数の変動があったと思われる。『兵範記』仁安三年七月二十四日記事では小舎人の定員は六人で、天皇の代替わりの際、先帝の小舎人三人と東宮坊の小舎人三人を選定するとしている。『本朝世紀』天慶五年四月九日の賑給使派遣の際には十人の小舎人の名が見える。

(前略)此日有勅、召内給所錢百貫文、為使藏人所雜色等、差小舎人併諸衛物節、分給東西飢饉疾疫之輩、就中、

左京一條料錢廿貫文（加北辺併獄所料、）

使雜色内舎人平佐忠、小舎人宇治善種

左衛門番長車持常用

二條料錢六貫文

使雜色左近衛將監藤原中孚、小舎人中臣良通

左兵衛番長早部貞房

三四條料七貫文

使散位藤原清平、小舎人文部宗時

左衛門番長若倭部滋利

五六條料八貫文

使散位橘定平、小舎人文部宗時

左兵衛番長阿刀益永

七八九條料十九貫文（加悲田料）

使蔭子橘公輔、小舎人長尾元生

左衛門府掌高橋清則

右京一條料十三貫文（加北辺併獄所料、）

使雜色内舎人藤原輔道、小舎人秦吉影

右衛門番長的徳則

二條料五貫文

使蔭孫南淵忠助、小舎人物部良茂

右兵衛番長桑原利貢

三四條料六貫文

使山城權大掾安倍恒春、小舎人佐伯春卿

五六條料四貫文

使蔭子藤親公、小舎人別福濟

右衛門番長秦安道

七八九條料十二貫文（加悲田料、）

使蔭孫平佐道、小舎人財部保家

右衛門番長丈部福貞

件賑給、依仁和五年例被行、但至干料錢、隨居住條里人之多少、所被分配也、

また『小右記』寛和元年正月三日戊申条は藤原実資が藏人頭であった時、自宅にて行われた宴会の出席者の中に小舎人二十二人の見参が出されたと書かれている。

依召參殿、（中略）頃之罷出、依聊儲飲食、引賓客於細殿、未時許所衆等引□儲□□□垣下饗同、下官於細殿招垣下□□□羞酒盃、已及沈醉、不能參内、所衆等退帰之後、出□□南廂、同勸酒於垣下人々、近衛『府』官人多來、依入醉鄉、脫衣賜近衛官人、垣下人々相應、永賴朝臣先脱衣、小舎人・仕丁等饗如例、見參雜色四人、衆十二人、小舎人二十二人、垣下四位九人、五位三十七人、小舎人には「御藏小舎人」もあり、天暦二年の薫物合に「延喜御藏小舎人大和常生」という人物がいて、香木の調合に秀でていたようである。『侍中群要』では御器・御膳物は御藏小舎人が取るとし、定額の御藏小舎人は藏人頭以下が殿上において仰せ下す、それ以外は名簿を下給するある。『朝野群載』卷五小舎人月奏には、

藏人所

小舎人

定額從七位上中臣朝臣時正 上日 夜

定外

右、――如件、

長徳元年八月一日 出納正六位上惟宗朝臣

別當右大臣從二位藤原―― 正六位上――

藏人頭――

とあり、小舎人に定額・定外の区別があったとする。『権記』には『朝野群載』所載の中臣時正がたびたび出てくる。長保二年六月二十
八日条には

小舎人時正來、告源藏人伝召之由、即參入、(後略)
同三年十月一日戊戌条は、

參内、先是中納言斎、被候、參内之間、御藏小舎人時正伝阿波權守済政朝臣書状、仰書也、云、殿上樂日記可獻者、仍令擧直朝臣寫持參付済政朝臣奏之、(後略)

また同年十月十八日条に、

(前略) (早朝内小舎人時正來云、頭中將仰、昇殿被免可參者、令申參由、宰相以上被免殿上、專無小舎人來告、若有召可令内堅召之也歟、)

とあって、小舎人中臣時正の官名は「小舎人」であつたり、「御藏小舎人」、「内小舎人」とあり、一定しない。『小右記』には御藏小舎人二人と小舎人四人が御所保管の物を盗んだという記事がある。長和三年一月十五日辛未条は、

(前略) 入夜資平從内罷出云、出納海子範・御藏小舎人二人・小舎人四人奸御所麝香・金青併納殿蘇芳茶碗・雜物等、金青蘇芳等少々出来、或云、今日出納從者併仕丁於左衛門府拷訊云々、(後略)

とあり、そのほかにも御藏小舎人は散見できる。小舎人の定員が『兵範記』によるように六人であったとしたならば、その六人定員のうち二人を御器・御膳物の管理に専門に当たらせたと考えることができる。

(22) また月奏の問題については縣和恵氏「藏人の職務としての日給と月奏」(『聖心女子大学大学院文学・史学』六、一九八四年)、および佐藤全敏氏註6前掲の諸論考がある。

(23) 『權記』長徳四年十一月十九日条。

(24) 中田薰「第三「コムメンダチオ」と名簿奉呈の式」(『法制史論集』岩波書店 一九三八年)

(25) 日本思想大系『古代政治社会思想』。

(26) 古瀬氏註6前掲論文。清涼殿に「殿上間」が設けられたのを宇多朝とし、また「日給簡」が設けられるようになるのも宇多朝以降のことだと指摘された。

(27) 玉井氏は除目の際の申文の行方について、外記方、藏人方と分かれていたものが次第に藏人方に集積されていくことを論じられた。

「紀家集」紙背文書について」(『日本歴史』四三四号、一九八四年)、「平安時代の除目について—藏人方の成立を中心として—」(『史学雑誌』九三—十一号、一九八四年)、名簿は藏人所に提出、集積されたことが当然考えられる。

(28) 『日本紀略』

(29) 天皇の元服をめぐる諸問題については詫間直樹氏「天皇元服と攝関制——一条天皇元服を中心として—」(『史学研究』一二〇四号、一九九四年)

(30) 『北山抄』卷四、拾遺雜抄下御元服儀

(31) 『西宮記』卷十一、臨時 天皇元服儀

(32) 桃裕行「平安時代初期の大学寮の盛容と大学別曹の設立」(『上代学制の研究〔修訂版〕』思文閣出版、一九九四年、岡野浩二氏「興福寺別當と勸学院」(『仏教史学研究』三十四一二、一九九一年)

(33) 吉田早苗氏「平安前期の相撲人」(東京大学史料編纂所『研究紀要』第7号、一九九七年)及び「平安前期の相撲節」(『国立歴史民俗

博物館研究報告』七四、一九九七年)、小日方克己氏「相撲節」(『古代國家と年中行事』吉川弘文館、一九九三年) 参照。

(34) 新日本古典文学大系本「蜻蛉日記」。

(35) 寛平元年四月十九日庚辰条「小野宮年中行事」所引「宇多天皇御記」。

(36) 「扶桑略記」二十四醍醐天皇ト、延長六年。

(37) 「扶桑略記」二十三醍醐天皇上、延喜四年。

(38) 「西宮記」臨時三宴遊。

(39) 「西宮記」恒例一正月殿上賭」。

(40) 梅村恵子氏「摶関家の正妻」(青木和夫先生還暦記念会編「日本古代の政治と文化」吉川弘文館、一九八七年)

(41) 「公卿補任」によると、頼通は正暦三年生まれ、頼宗は治暦元年七十三歳で薨去したことから逆算すると正暦四年生まれとなる。

(42) 道長の日記「御堂関白記」によると、頼宗は寛弘三年七月二十五日に名簿を奏上したことになり、同十一月二十日には「巖・苔等加冠事定」とある。同時期に元服した頭信が昇殿を許されるのは元服翌年七月二十八日である。

(43) 「小右記」

(44) 「西宮記」

(45) 「九曆」

(46) 「權記」

(47) 石野雅彦氏「白河院藏人の基礎的考察」(『専修史学』二五号、一九九三年)

(48) 大島幸雄氏「藤原頼通とその日記」(『史聚』二九号、一九九五年)

*同じ童殿上を扱った服藤早苗氏「童殿上の成立と変容—王権と家と子ども(上)ー」(『史学』六六一四 一九九七年)「童殿上の成立と変容—王権と家と子ども(下)ー」(『史学』六七一 一九九七年)および「童殿上の成立と命名」(前近代女性史研究会二十周年記念論文集「家・社会・女性—古代から中世へー」吉川弘文館一九九七年)がある。